

## 倉敷市スポーツ少年団助成金制度に関する基準

倉敷市スポーツ少年団の登録団員(以下「団員」という。)及び登録指導者(以下「指導者」という。)が、スポーツ少年団の主催する全国大会・スクール行事等に参加する場合、その助成は次の基準によるものとする。

### 《基準》

1 助成金の支給は、団員及び指導者を対象とする。

但し、大会においては、個人戦は出場選手のみとし、団体戦にあつては大会要項に定められている監督、コーチ及び選手とする。

2 助成金の支給については、以下を基準とする。

(1) 全国大会(岡山県内で開催される場合は、該当しない。)

1人5,000円とし、団体にあつては最高額5万円を限度とする。

(2) 中国大会(岡山県内で開催される場合は、該当しない。)

1人3,000円とし、団体にあつては最高額3万円を限度とする。

(3) スクール行事(岡山県内で開催される場合は、該当しない。)

(1)(2)に準じたものとする。

※但し、岡山県スポーツ少年大会については、1人3,000円を支給することとする。(団員のみを対象)

(4) 日独同時交流大会(岡山県内で開催される場合は、該当しない。)

1人10,000円とする。

3 単位団の代表者から以下の申請がなされたものを適用する。

①申請書 ②要項 ③参加者名簿 ④予選会の成績表または表彰状の写し(大会関係)

⑤その他の参考資料 ⑥実績報告書 ⑦報告資料

4 倉敷市スポーツ少年団助成金は、同一人物及び同一団体への複数回数の支給はしない。

年間1人1回の支給を原則とする。

5 倉敷市スポーツ少年団助成金は、倉敷市の他の補助金等と重複して受けることはできない。

6 本部はこの助成金の交付を受けた者が、前述2の助成事業の活動ができなかったときは、既に交付した助成金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。

### 附 則

この基準は、平成10年4月1日から適用する。

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

この基準は、平成13年4月1日から適用する。

この基準は、平成27年6月6日から適用する。